

◇ 親子関係不存在確認の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

何らかの事情により真実の父又は母ではない人の子として戸籍に入籍しているような場合などに親子関係の不存在を確認するためには本手続によることになります。

この調停において、当事者双方の間で、親子関係の不存在の合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

【母が「無戸籍」状態の子について夫又は元夫を子の父としない戸籍の記載を求める場合】

【子が法的手続きができるようになった段階で母の夫又は元夫を子の父としない戸籍の記載を求める場合】

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、夫又は元夫の子(嫡出子)と推定されますので、仮に他の男性との間に生まれた子であっても出生届を提出すると、夫又は元夫の子として戸籍に入籍することになります(他の男性を父とする出生届を提出しても原則として受理されませんので、子は「無戸籍」の状態になります。)

この場合、夫又は元夫との間の子であることを否定するためには、原則として、夫又は元夫からの申立てによる嫡出否認の手続によることになります。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子であるとの推定を受けないことになるので、そのような場合には、家庭裁判所に夫又は元夫を相手として親子関係不存在確認調停の申立てをすることができます(このような場合、実父を相手として認知調停を申し立てる方法もあります。親子関係不存在確認調停と認知調停の申立てはいずれも利用することができ、どちらかの手続を先にしなければならぬということはありませんので、親子関係不存在確認の手続を経ずに認知調停の申立てをすることができます。)

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、夫又は元夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場にお問い合わせください。

2 申立てできる方

子ども

父

母

親子関係について直接身分上利害関係を有する第三者

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

下記の5に記載の書類

子の戸籍謄本(全部事項証明書)

※ 出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)

不存在確認を求める親の戸籍謄本(全部事項証明書)

利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料

※ 親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等

収入印紙 対象の身分関係×1,200円分

郵便切手 140円×1枚、84円×8枚、10円×2枚(832円分)

◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。
		申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
		相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。

3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください（申立書の記載と別の住所にすることも可能です。）。
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり(特殊調停)	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)

